

お問い合わせ Q&A

***** 6. 対象期間・受付期間について *****



6－1) いつからの購入が対象ですか？ 既にご買ってしまった車両は対象になりますか。



令和7年4月1日以降に初度登録または届出をした車両が対象です。
令和7年4月1日より前に初度登録または届出をした車両は、対象になりません。



6－2) 申請はどのタイミングで行えばよいですか？ 車両を買ってからも申請できますか？ いつまでに申請しないといけませんか？



令和7年4月1日以降に補助対象車両を購入し、一般社団法人次世代自動車振興センターに補助金の手続を行った後、センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月31日まで必要書類を添えて申請してください。
予算がなくなった場合は、市ホームページにてお知らせします。